

イベント、催事等で

営業届の対象食品を物品販売する方々へ

イベント、催事等に反復継続して出店し、
営業届の対象食品を物品販売する際は、
「営業届」 の提出をお願いします。

営業届の対象となる物品販売の例

**弁当類、野菜果物、米穀類、魚介乾製品、菓子、
包装済み魚介類、包装済み食肉、乳類etc...**

- ・ 常設店舗での営業届をすでに提出している営業者や、営業許可を取得している営業者につきましても、イベント等出店時に該当食品を販売する場合は、別途営業届をご提出ください。
- ・ 届出後に、青森市内の異なる場所に出店する際の再度の届出は不要です。
- ・ 出店が一度きり（今後、青森市内では出店しない）の場合は、届出は不要です。
- ・ 変更や廃止の場合は、変更または廃止の届出をお願いします。



青森市保健所生活衛生課食品衛生チーム
TEL:017-765-5293

令和3年6月1日～ 営業届出制度について

☆許可・届出の分類

新たな営業許可・届出制度では、営業が公衆衛生に与える影響の度合いに応じて以下に分類され、営業許可の対象とならない業種の営業者は、一部を除き、保健所に届出が必要となります。

<p>①許可が必要な業種</p> <p>公衆衛生への影響が著しい業種 飲食店営業、菓子製造業などの32業種（表面の一覧参照）</p>	<p>高</p> <p>公衆衛生への影響</p> <p>低</p>
<p>②届出が必要な業種</p> <p>①と③以外の業種 例：食品（弁当、野菜果物、菓子、酒など）販売業、通信販売業、コーヒー製造業（清涼飲料水除く）、農産保存食品製造業、行商、営業以外の給食（20食以上）など</p>	
<p>③許可・届出が不要な業種</p> <p>公衆衛生への影響が低い業種 ・食品又は添加物の輸入業 ・器具容器包装の輸入又は販売業 ・合成樹脂以外の器具容器包装の製造業 ・常温で長期保存できる包装食品の販売業 ・農業や水産業の採取業 ・営業以外の給食（20食未満）</p>	

☆届出に必要な要件や手続き等

- ・手数料、施設基準、更新手続きは不要です。
- ・食品衛生責任者（資格要件あり※1）を設置し、HACCPに沿った衛生管理を行う必要があります。
- ・すでに営業している方※2は、速やかに届出してください。
- ・変更や廃業した場合は、改めて届出が必要となります。

※1 調理師、栄養士、薬剤師等の免許保持者、食品衛生責任者講習会の受講済者など。

※2 旧許可から届出に自動移行する業種については手続き不要です。

	許可	届出
手数料	✓	—
更新手続き	✓	—
変更・廃業手続き	✓	✓
営業施設基準	✓	—
食品衛生責任者	✓	✓
HACCPに沿った衛生管理	✓	✓